

瀬戸内海環境保全基本計画に基づく国の関係行政機関の施策

	施策名	前掲箇所	担当部局名
1水質汚濁の防止			
(1)水質総量規制制度等の実施			
No1	水質総量規制の取り組み		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
(ア)生活排水対策			
No2	最近の下水道施策の概要		国土交通省下水道部下水道企画課
No3	最近の浄化槽施策の概要		環境省廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室
No4	最近の農業集落排水施設施策の概要		農林水産省農村振興局整備部地域整備課
No5	最近の漁業集落排水施設施策の概要		農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
No6	最近のコミュニティプラント施策の概要		環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、浄化槽推進室
(イ)産業排水対策			
No7	瀬戸内海における産業界の代表的な工場の水質改善の取り組み(事例紹介)		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
(ウ)その他負荷源対策			
No8	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく施策概要		農林水産省生産局畜産部畜産企画課畜産環境・経営安定対策室
No9	農業排水中の窒素及び燐の負荷量の軽減		農林水産省生産局農産振興課環境保全型農業対策室
No10	持続的養殖生産確保法に基づく施策の概要		農林水産省水産庁増殖推進部栽培養殖課
(エ)河川等の直接浄化を推進			
No11	河川の直接浄化の取り組み		国土交通省河川局河川環境課
No12	エコポート施策の概要		国土交通省港湾局国際・環境課
(オ)その他施策の推進			
No13	環境技術実証モデル事業(小規模事業場向け有機性排水処理技術分野)		環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室
(2)有害化学物質等の規制及び把握等			
No14	ダイオキシン類対策の概要(ダイオキシン類対策特別措置法、海防法)		環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室・水環境課 地球環境局環境保全対策課
No15	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく施策概要		環境省環境保健部環境安全課
(3)油等による汚染の防止			
No16	油流出事故対策の概要		海上保安庁警備救難部環境防災課、国土交通省港湾局国際・環境課
No17	大規模石油災害対応体制整備		経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
No18	油防除技術に関する技術開発の概要		環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
(4)その他の措置			
No19	大阪湾再生の概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
2自然景観の保全			
(1)自然公園等の保全			
No20	瀬戸内海国立公園の見直しの概要		環境省自然環境局国立公園課

No21	景観法にもとづく施策	国土交通省都市・地域整備局都市計画課
------	------------	--------------------

(2)緑地等の保全

No22	森林・林業に関する施策	農林水産省林野庁森林整備部研究・保全課
------	-------------	---------------------

No23	森林法に基づく保安林および林地開発許可制度の概要	農林水産省林野庁森林整備部治山課
------	--------------------------	------------------

No24	瀬戸内海における港湾緑地の整備事例	国土交通省港湾局国際・環境課
------	-------------------	----------------

No25	瀬戸内海における都市公園の整備事例	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
------	-------------------	--------------------

No26	都市計画法に基づく風致地区制度の概要	国土交通省都市・地域整備局都市計画課
------	--------------------	--------------------

No27	都市緑地法に基づく緑地保全地区施策	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室
------	-------------------	---------------------------

(3)史跡、名勝、天然記念物等の保全

No28	伝統的建造物群保存地区制度の概要	文化庁参事官(建造物担当)
------	------------------	---------------

No29	文化財保護法一部改正法の概要	文化庁文化財部記念物課
------	----------------	-------------

(4)散乱ごみ、油等の除去

No30	漁場漂流物対策の推進	農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課
------	------------	--------------------

No31	瀬戸内海海ごみ対策検討会	環境省中国四国地方環境事務所
------	--------------	----------------

No32	市民との協働による河川環境管理	国土交通省河川局河川環境課
------	-----------------	---------------

(5)その他の措置

No33	生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり	国土交通省港湾局海岸・防災課
------	---------------------	----------------

No34	伝統的建造物群保存地区制度の概要	(No28) 文化庁参事官(建造物担当)
------	------------------	----------------------

No35	海岸景観形成ガイドラインの概要	国土交通省港湾局海岸・防災課
------	-----------------	----------------

3浅海域の保全等

(1)藻場及び干潟等の保全等

No36	瀬戸内海の干潟・藻場の概要について	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
------	-------------------	------------------------

No37	第6回自然環境保全基礎調査(生態系多様性調査(浅海域生態系調査)の概要)	環境省自然環境局自然環境計画課・生物多様性センター
------	--------------------------------------	---------------------------

No38	港湾における干潟・藻場等の再生事業の概要	国土交通省港湾局国際・環境課
------	----------------------	----------------

No39	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区制度について	環境省自然環境局野生生物課
------	------------------------------------	---------------

No40	保護水面制度の概要	農林水産省水産庁増殖推進部栽培養殖課
------	-----------	--------------------

No41	水産基盤整備事業による豊かな海の森づくりの取り組み	農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課
------	---------------------------	--------------------

No42	瀬戸内海環境修復計画の概要	国土交通省港湾局環境整備計画室、水産庁漁港漁場整備部計画課
------	---------------	-------------------------------

No43	大阪湾再生の概要	(No19) 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
------	----------	-------------------------------

(2)自然海浜の保全等

No44	効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出	国土交通省港湾局海岸・防災課
------	---------------------	----------------

No45	自然海浜保全地区制度の概要	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
------	---------------	------------------------

4海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

No46	瀬戸内海における海砂利採の状況	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
------	-----------------	------------------------

No47	瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査の概要について	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
------	--------------------------	------------------------

No48	代替骨材の研究開発の取り組みについて	独立行政法人土木研究所技術推進本部構造物マネジメント技術チーム
------	--------------------	---------------------------------

5埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

No49	瀬戸内海の埋立の状況		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
No50	埋立に当たっての環境保全		環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室

6廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

7健全な水循環機能の維持・回復

No51	多自然型川づくり		国土交通省河川局河川環境課、治水課
No52	地下水の涵養に関する取り組み施策紹介		環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室
No53	水循環機能の維持・回復を図るための取り組み(施策紹介)		環境省水・大気環境局水環境課
No54	森林・林業に関する施策	(No22)	農林水産省林野庁森林整備部研究・保全課
No55	農業排水中の窒素及びリンの負荷量の軽減	(No9)	農林水産省生産局農産振興課環境保全型農業対策室
No56	下水処理水の再利用に関する取り組み		国土交通省下水道部流域管理官

8失われた良好な環境の回復

No57	瀬戸内海環境修復計画の概要	(No42)	国土交通省港湾局国際・環境課、水産庁漁港漁場整備部計画課
No58	榎野川干潟地区自然再生事業(補助事業)		環境省自然環境局自然環境計画課

9島しょ部の環境の保全

10下水道等の整備の促進

No59	最近の下水道施策の概要	(No2)	国土交通省下水道部下水道企画課
No60	最近の浄化槽施策の概要	(No3)	環境省廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室
No61	最近の農業集落排水施設施策の概要	(No4)	農林水産省農村振興局整備部地域整備課
No62	最近の漁業集落排水施設施策の概要	(No5)	農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
No63	最近のコミュニティープラント施策の概要	(No6)	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、浄化槽推進室

11海底及び河床の汚泥の除去等

No64	河床の汚泥の除去		国土交通省河川局河川環境課
------	----------	--	---------------

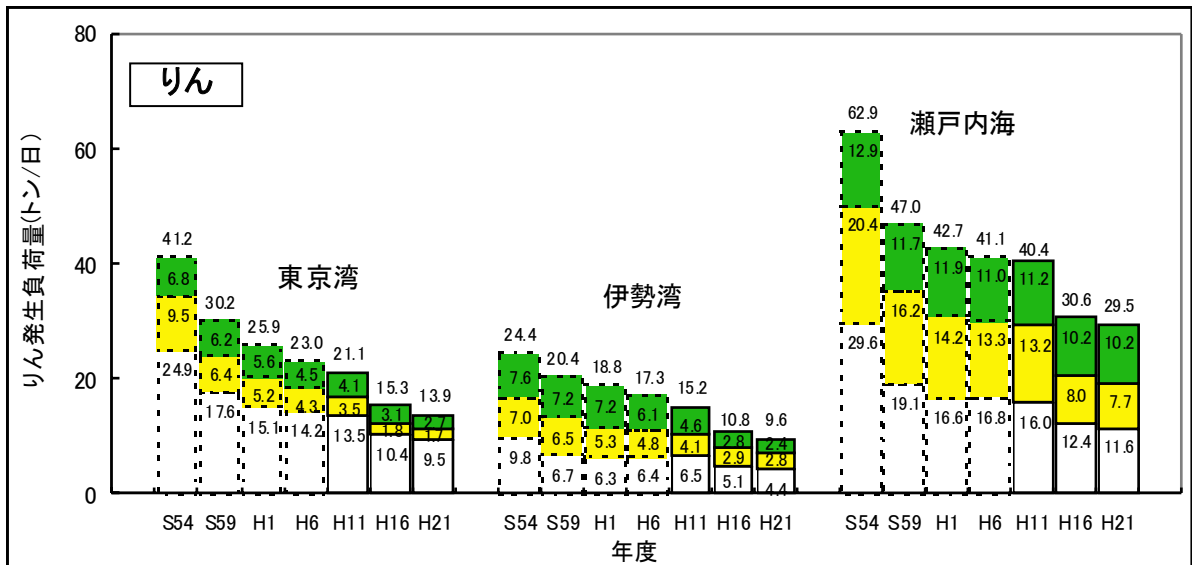
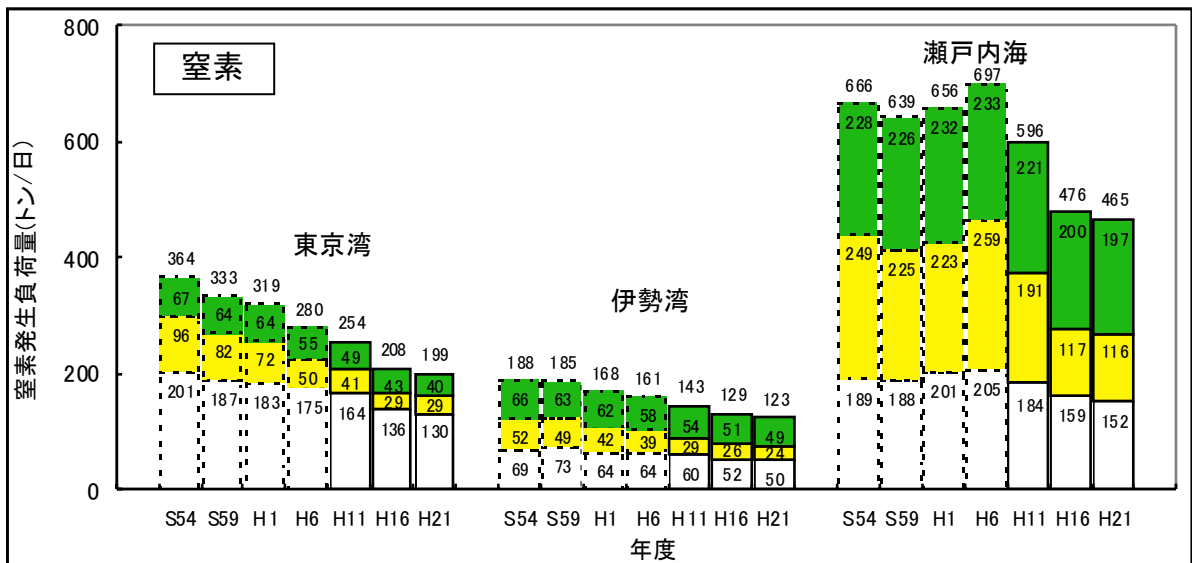
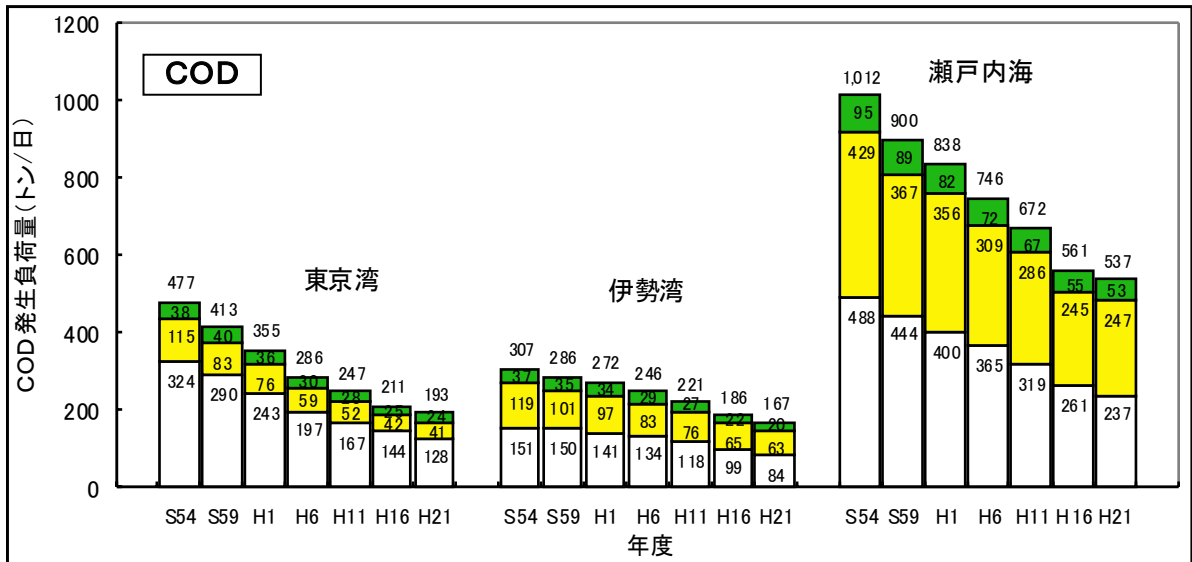
12水質等の監視測定

No65	瀬戸内海における水質モニタリングの概要(常時監視、広域総合水質調査)		環境省水・大気環境局水環境課、閉鎖性海域対策室
No66	「大阪湾再生」水質一斉調査の概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

13環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

No67	せとうちネットの概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
No68	環境技術開発等推進費制度の概要		環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
No69	海岸景観形成ガイドラインの概要	(No35)	国土交通省港湾局海岸・防災課
No70	「大阪湾再生」水質一斉調査の概要	(No66)	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
No71	瀬戸内海における新たな環境保全・再生の在り方に関する調査の概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
No72	閉鎖性海域における最適環境修復技術のパッケージ化事業の概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
No73	第6回自然環境保全基礎調査(生態系多様性調査(浅海域生態系調査)の概要)	(No37)	環境省自然環境局自然環境計画課・生物多様性センター
No74	化学物質環境実態調査(暴露量調査)の概要		環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課
No75	干潟及び藻場の造成・再生に関する技術開発の支援制度の概要		農林水産省水産庁漁港漁場整備部整備課

No76	瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベースの活用		国土交通省国土計画局海洋計画室
14環境保全思想の普及及び住民参加の推進			
No77	瀬戸内海環境保全普及活動推進事業の概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
15環境教育・環境学習の推進			
No78	パークボランティア活動の推進		環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室、中国四国地方環境事務所
No79	みなとオアシスの推進		国土交通省港湾局開発課
No80	瀬戸内海における環境学習の取り組み事例		環境省近畿地方環境事務所
No81	環境教育等に利用しやすいみなとづくり		国土交通省港湾局国際・環境課
No82	環境教育等に利用しやすい海岸づくり		国土交通省港湾局海岸・防災課
No83	瀬戸内海環境保全普及活動推進事業の概要	(No77)	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
No84	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の概要		環境省総合環境政策局環境教育推進室
No85	環境学習の取り組み事例		国土交通省港湾局環境整備計画室
No86	一般市民への海洋環境保全思想の普及を目的とした漂着ゴミ分類調査の概要		海上保安庁警備救難部環境防災課
16情報提供、広報の充実			
No87	せとうちネットの概要	(No67)	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
No88	瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベースの活用	(No76)	国土交通省国土計画局海洋計画室
17広域的な連携の強化等			
No89	健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議の概要		環境省水・大気環境局水環境課
No90	瀬戸内海における沿岸域圏総合的管理システムの構築		国土交通省国土計画局海洋計画室
No91	大阪湾再生の概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
No92	広島湾再生推進会議		国土交通省中国地方整備局、海上保安庁第六管区海上保安本部
18海外の閉鎖性海域との連携			
No93	世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS会議)の概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
No94	世界の閉鎖性海域のデータベースの概要		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
19国の援助措置			



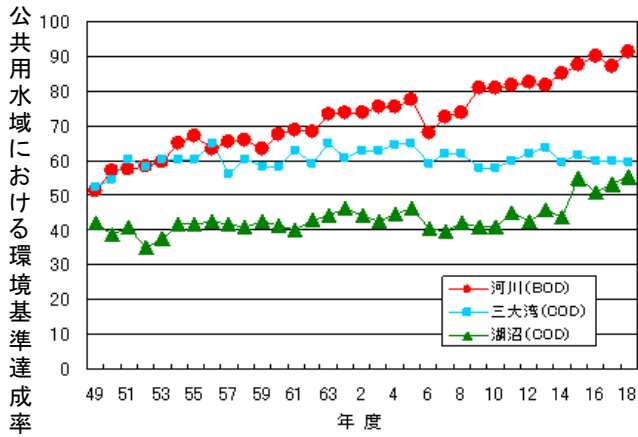
□生活系 ■産業系 ■其他系

(注1) 点線の棒グラフは、関係都府県のデータの集計
(注2) 平成21年度の値は削減目標量とした

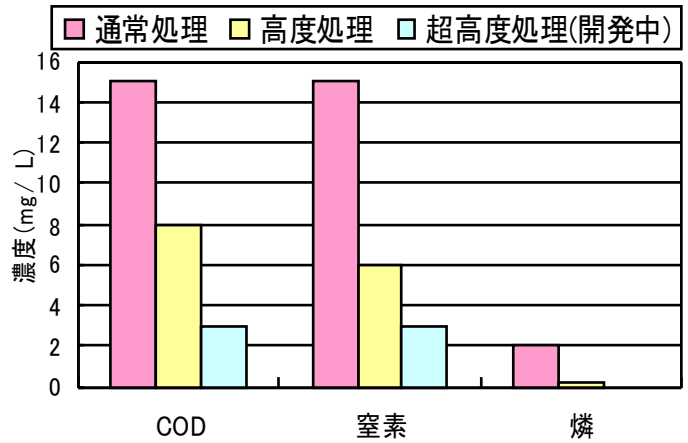
出展) 発生負荷量管理等調査(環境省)及び関係都府県による推計結果

図 指定地域における汚濁負荷量の推移及び削減目標量

環境基準達成率



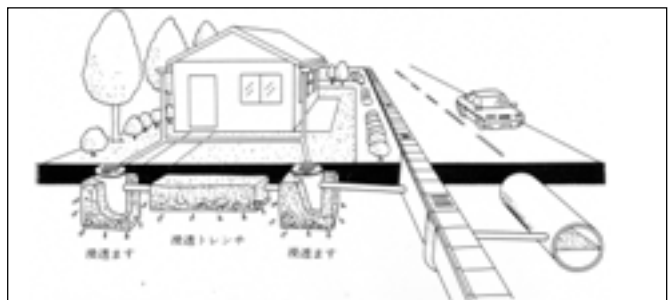
高度処理の処理水質



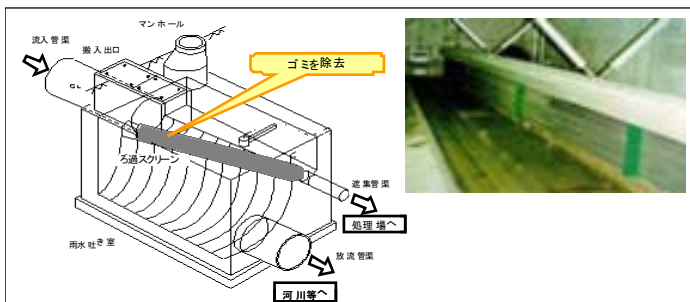
合流式下水道の改善方法



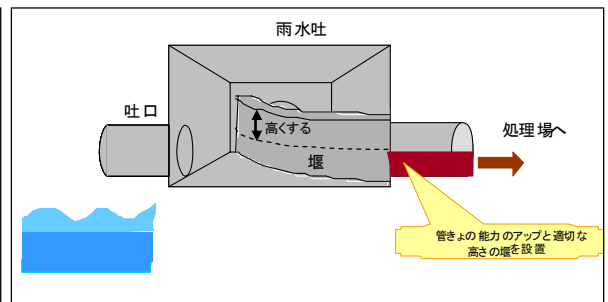
貯留施設の整備



浸透施設の設置

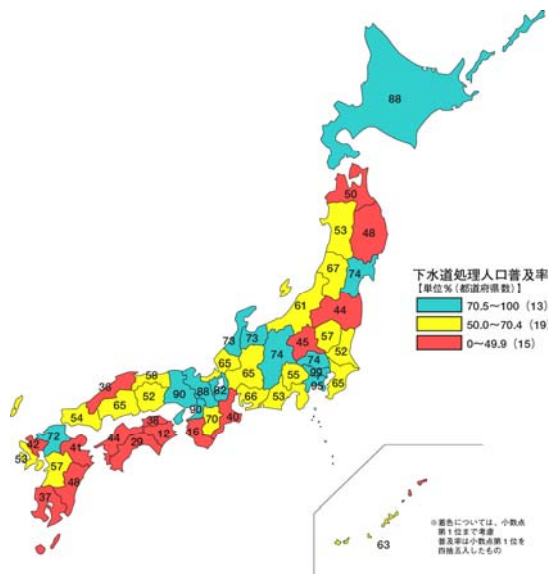


スクリーンの設置

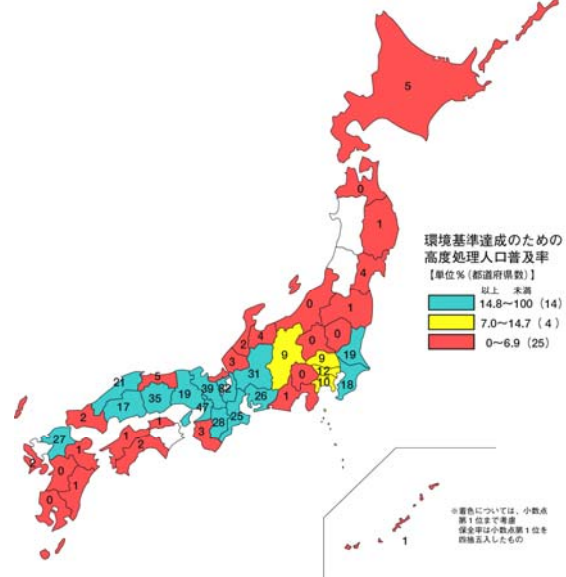


下水管の能力アップと雨水吐の堰高の改良

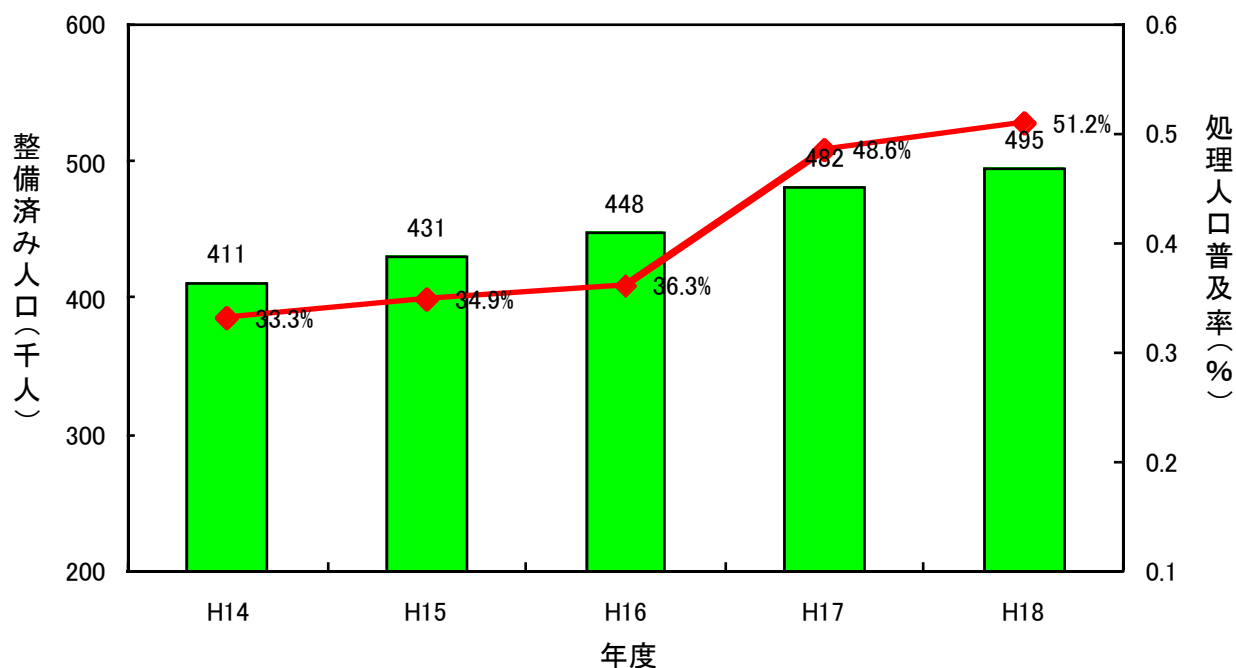
都道府県別下水道処理人口普及率



都道府県別高度処理人口普及率

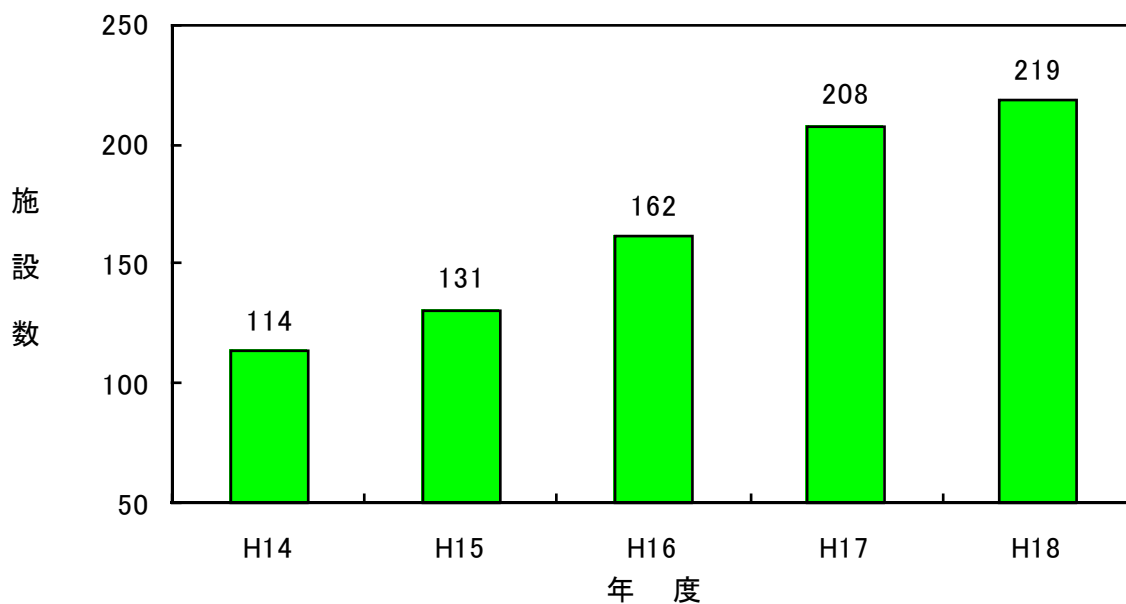


農業集落排水整備済み人口及び処理人口普及率の推移



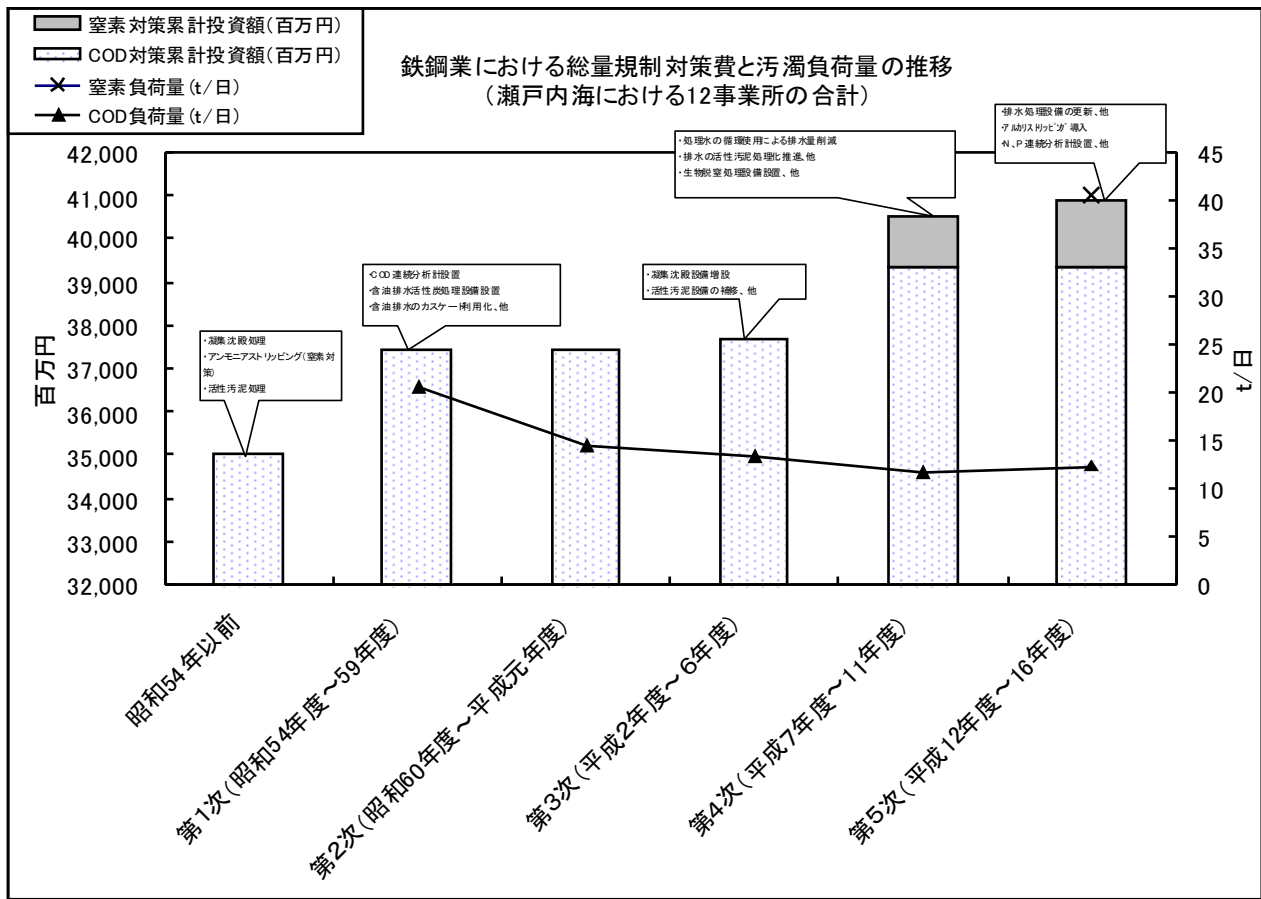
出典：普及率算定における整備対象人口は、平成16年度までは平成15年度の都道府県構想、平成17年度以降は各年度の都道府県構想による。

農業集落排水施設に係る高度処理対応施設数



(注) 高度処理対応施設とは、窒素、リン除去対応型の施設をいう。

No	7							再掲No	なし								
該当箇所番号	3	-	1	-	1	-	イ	再掲箇所番号	-	-	-						
施策名	瀬戸内海における産業界の代表的な工場の水質改善の取り組み(事例紹介)																
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室																
施策の概要	<p>【水質総量規制の遵守に向けた事業者の取り組み】</p> <p>○その後昭和53年に成立した瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、昭和54年よりCODを対象項目として5次にわたり水質総量規制が実施されている。第5次水質総量規制からは対象項目として窒素・りんが追加となっている。</p> <p>○1日あたりの平均的な排水量50m³以上の特定事業場(以下、指定地域内事業場)に対しては、都道府県知事が定める総量規制基準により業種ごとに汚濁負荷量の値を許容限度として示しており、指定地域内事業場を設置するものは総量規制基準の遵守義務がある。</p> <p>○これに対応するため、事業者は排水処理施設等の設備投資や水の循環再使用に取組み、負荷量削減に努めている。</p>																
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○総量規制適用以前から、瀬戸内海においては昭和48年に成立した瀬戸内海環境保全臨時措置法に基づき、産業排水に係るCODで表示した汚濁負荷量を3年間で昭和47年当時の1/2カットが実施されてきた。</p> <p>○また、瀬戸内海環境保全特別措置法の指定物質削減指導方針による、りん及びその化合物の削減が昭和55年度から、また窒素及びその化合物については平成8年度から実施されたことから、瀬戸内海においては、他の総量規制地域に先立って、事業者により産業排水の負荷削減の取り組みが実施されてきた。</p>															
進捗状況を示すデータ		裏面参照															
項目1											単位		対象地域				
年度																	
項目2											単位		対象地域				
年度																	
項目3											単位		対象地域				
年度																	



瀬戸内海における製紙業種の対策事例

年度	瀬戸内海(C工場)	
	内容	COD実績 (t/日)
1979年度	総量規制導入	31.5
1980年度		
1981年度		
1983年度	クラフトパルプ工程排水発生源対策工事	
1984年度	第1次総量規制基準の適用	30.2
1985年度		
1986年度		
1987年度		
1988年度	クラフトパルプ酸素漂白設備設置	
1989年度	第2次総量規制基準の適用	27.8
1990年度	酸素法活性汚泥設備増強 クラフトパルプ酸素漂白設備設置 焼却炉更新	
1992年度	特殊排水処理設備設置 焼却炉設置	
1993年度		
1994年度	クラフトパルプ製造設備更新 凝集沈殿処理設備設置 第3次総量規制基準の適用	22.0
1995年度		
1996年度	酸素法活性汚泥設備設置	
1997年度		
1999年度	第4次総量規制基準の適用	15.8
2000年度		
2002年度	焼却炉設置	
2003年度		
2004年度	クラフトパルプECF化工事開始 第5次総量規制基準の適用	14.8
COD削減量		16.7t/日(対'79年度 53%減)
水質改善設備投資額		330億円

瀬戸内海における化学業種の対策事例

年度	内容	COD実績 (t/日)	N実績 (t/日)	P実績 (t/日)
1979年度		0.6		
1980年度		0.5		
1981年度		0.6		
1982年度		0.5		
1983年度	公害防止協定(COD協定値変更)	0.4		
1984年度	第1次総量規制基準の適用	0.4		
1985年度		0.4		
1986年度	分離装置(工場)	(0.4)		
1987年度		(0.4)		
1988年度		(0.5)		
1989年度	第2次総量規制基準の適用			
	分離装置(工場)	(0.5)		
	オイルストリッパー(工場)			
	排水ストリッパー(工場)			
1990年度		0.485		
1991年度		0.452		
1992年度		0.392		
1993年度		0.373		
1994年度	第3次総量規制基準の適用	0.318		
1995年度		0.337		
1996年度		0.427		
1997年度		0.457		
1998年度	COD除去塔(工場)	0.353		
1999年度	第4次総量規制基準の適用	0.255		
2000年度		0.282		
2001年度		0.32		
2002年度		0.301		0.034
2003年度	オイルストリッパー(工場) 分離装置(工場)	0.293	1.22	0.02
2004年度	第5次総量規制基準の適用 アンモニア回収装置増強	(0.320)	(0.904)	(0.01)

COD削減量 N削減量 P削減量
 削減量 0.4(推定) 0.314 0.02
 削減率 (40%:対'75) (26%:対'03) (34%:対'03)

※ 1970 ~ 2003年度 水質改善設備投資額 約 22億円(内、18億:1970~1976)

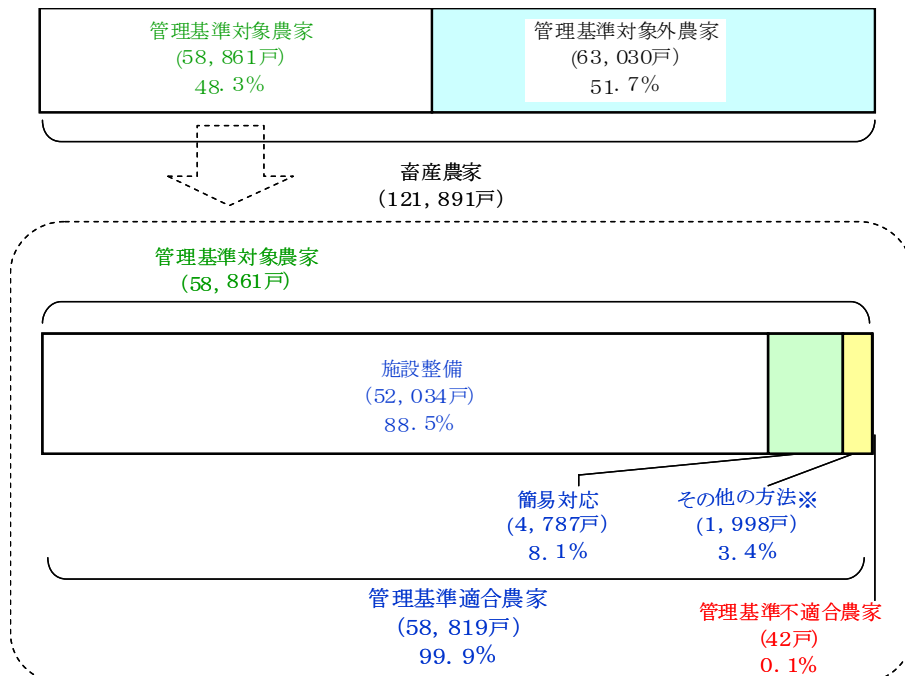
第6回総量規制専門委員会資料より作成

○家畜排せつ物の処理の現状



注：畜産企画課推計

○家畜排せつ物法への対応状況(平成19年12月1日時点)



※「その他の方法」には、畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれる。

No	9	再掲No	55
該当箇所番号	3 - 1 - 1 - ウ	再掲箇所番号	3 - 7 - -

施策名	農業排水中の窒素及び磷の負荷量の軽減
-----	--------------------

担当部局	農林水産省生産局農産振興課環境保全型農業対策室
------	-------------------------

施策の概要	<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律について (平成11年法律第110号、平成11年10月25日施行)</p> <p>1 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の生産力の維持増進に不可欠な土づくりは年々減退している。 一方、化学肥料や化学農薬の過剰な使用の是正、有機農産物等に対する消費者ニーズは、急速に高まっている。 こうした緊急の課題に応えるため、全国的に、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進する措置を講じ、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図る。 <p>2 概要</p> <p>(1) 持続性の高い農業生産方式の導入指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が、持続性の高い農業生産方式の導入指針を策定 導入すべき持続性の高い農業生産方式を地域の特性に即して明確化 <p>(2) 持続性の高い農業生産方式の導入計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者が、都道府県の作成した導入指針に基づき、 <p>① 土づくり技術(たい肥等の有機質資材の施用)</p> <p>② 化学肥料の使用低減技術(局所施肥、有機質肥料の施用等)</p> <p>③ 化学合成農薬の使用低減技術(機械除草、生物農薬の利用、マルチ栽培等)</p> <p>の3技術すべてに取り組むことを内容とする持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が導入計画を認定(認定を受けた農業者:エコファーマー) <p>(3) 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入計画の認定を受けた農業者に対する農業改良資金の貸付けに関する特例(償還期間の延長(10年(うち据置期間3年)→12年(同3年)) 導入計画の達成のための都道府県からの指導・助言
	<p>・持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づくエコファーマーの認定件数</p> <p>農業者が、都道府県の作成した導入指針に基づき、</p> <p>① 土づくり技術(たい肥等の有機質資材の施用)</p> <p>② 化学肥料の使用低減技術(局所施肥、有機質肥料の施用等)</p> <p>③ 化学合成農薬の使用低減技術(機械除草、生物農薬の利用、マルチ栽培等)</p> <p>の3技術すべてに取り組むことを内容とする持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成し、都道府県知事が導入計画を認定する。 (認定を受けた農業者:エコファーマー)</p> <p>平成19年9月末: 13,876件(瀬戸法対象地域件数)</p> <p>・適正な施肥等による化学肥料の使用低減の取組</p> <p>水稲単位面積当たりの化学肥料の使用量(近畿、中国、四国ブロック)</p> <p>窒素 (近畿) S60:12.19 → H18:8.50 (中国) S60:10.52 → H18:7.70 (四国) S60:10.17 → H18:7.67</p> <p>りん酸 (近畿) S60:14.09 → H18:9.10 (中国) S60:10.76 → H18:9.94 (四国) S60:10.26 → H18:6.99</p>

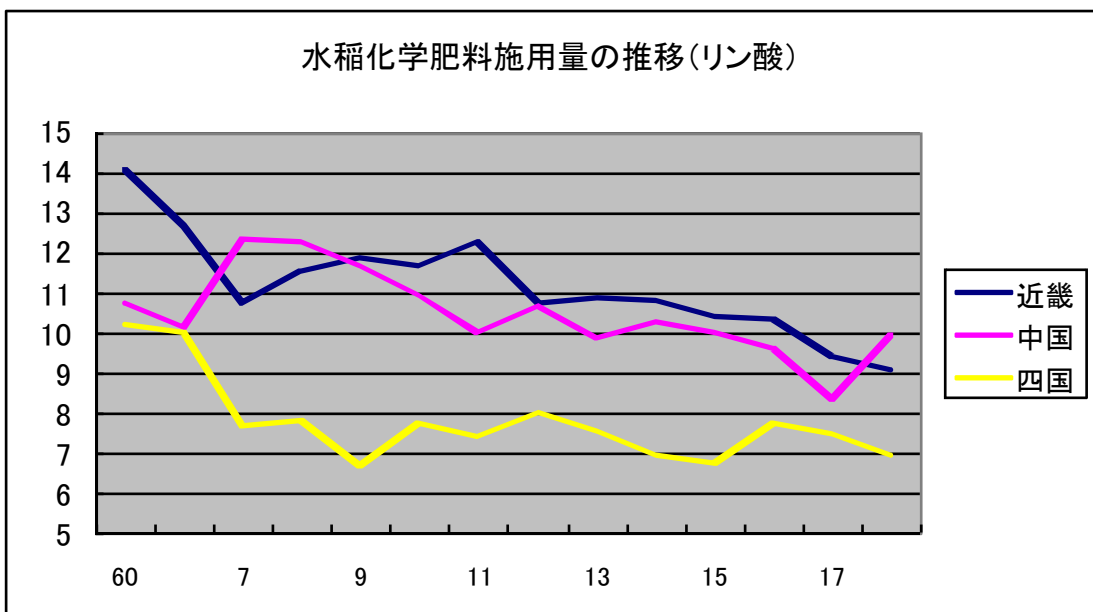
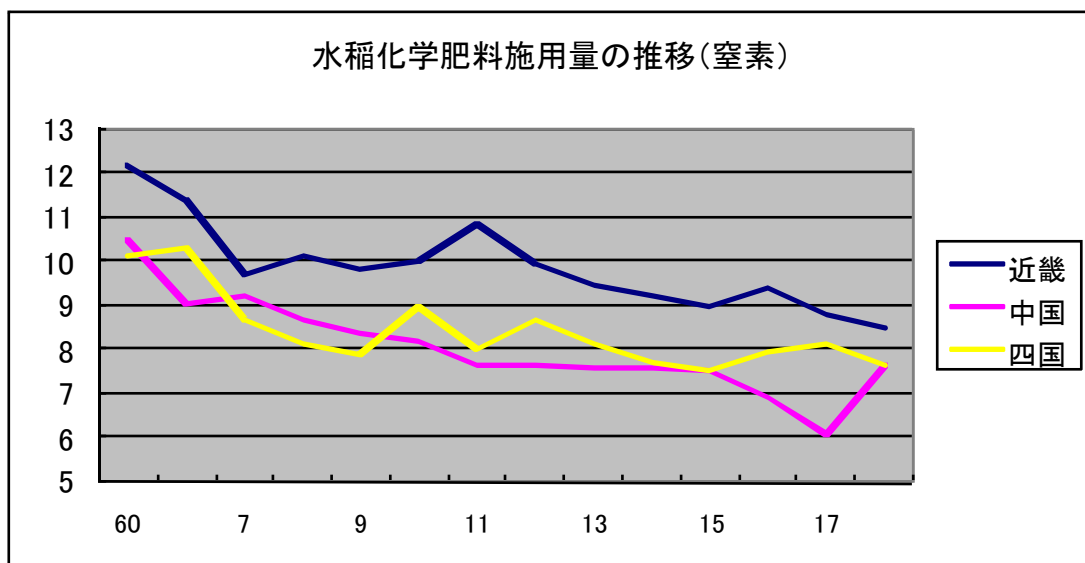
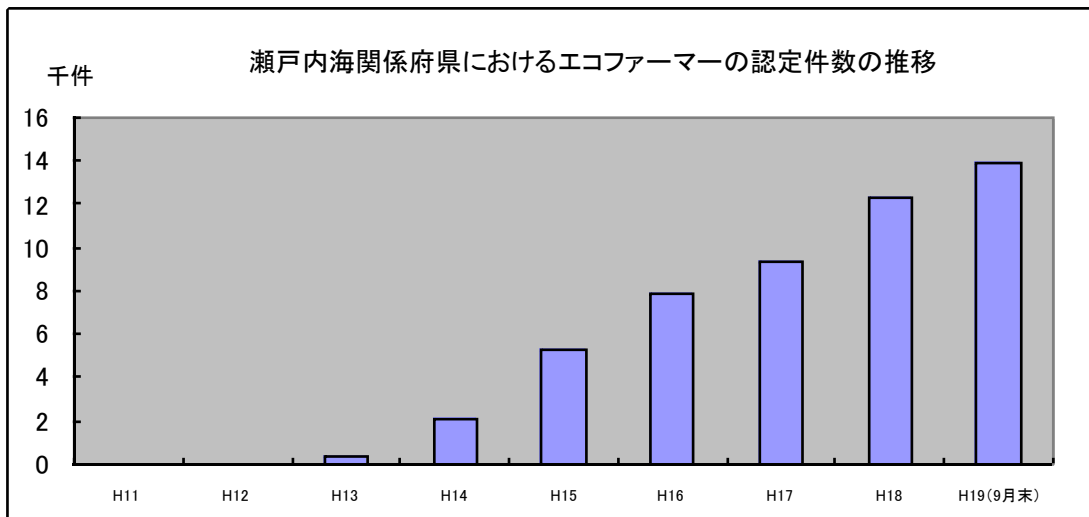
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>・持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づくエコファーマーの認定件数</p> <p>農業者が、都道府県の作成した導入指針に基づき、</p> <p>① 土づくり技術(たい肥等の有機質資材の施用)</p> <p>② 化学肥料の使用低減技術(局所施肥、有機質肥料の施用等)</p> <p>③ 化学合成農薬の使用低減技術(機械除草、生物農薬の利用、マルチ栽培等)</p> <p>の3技術すべてに取り組むことを内容とする持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成し、都道府県知事が導入計画を認定する。 (認定を受けた農業者:エコファーマー)</p> <p>平成19年9月末: 13,876件(瀬戸法対象地域件数)</p> <p>・適正な施肥等による化学肥料の使用低減の取組</p> <p>水稲単位面積当たりの化学肥料の使用量(近畿、中国、四国ブロック)</p> <p>窒素 (近畿) S60:12.19 → H18:8.50 (中国) S60:10.52 → H18:7.70 (四国) S60:10.17 → H18:7.67</p> <p>りん酸 (近畿) S60:14.09 → H18:9.10 (中国) S60:10.76 → H18:9.94 (四国) S60:10.26 → H18:6.99</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ

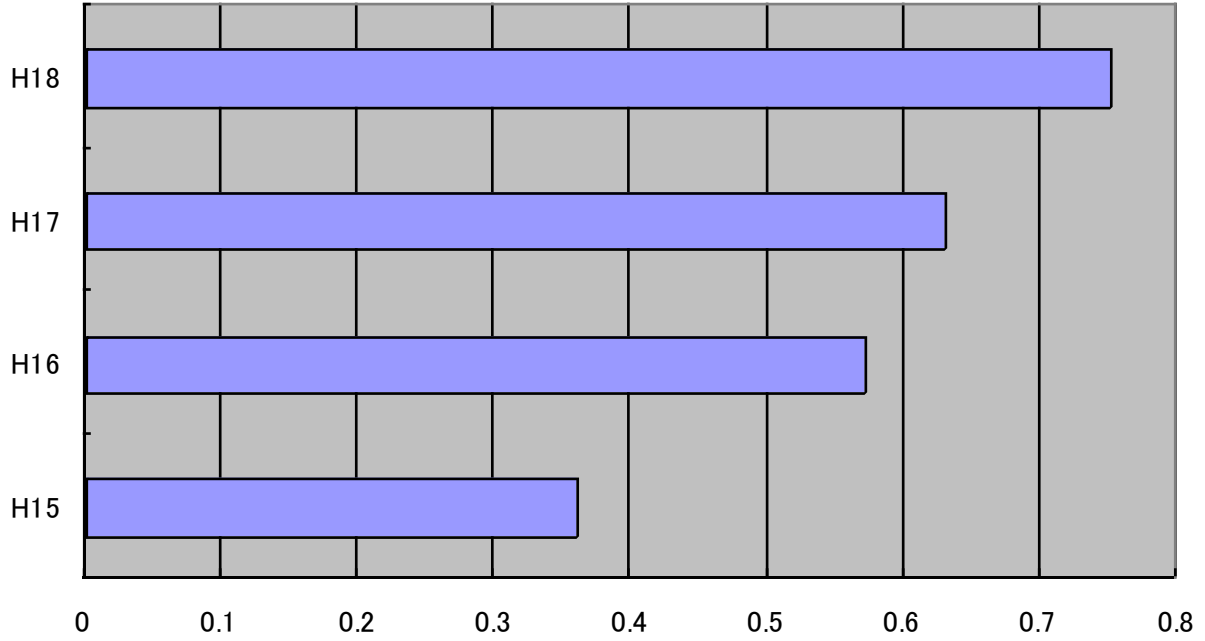
項目1	エコファーマーの認定件数										単位	件	対象地域	瀬戸法対象地域		
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19(9月末)							
	0	34	410	2,116	5,332	7,849	9,409	12,322	13,876							

項目2	水稲単位面積当たりの化学肥料の使用量(窒素)										単位	kg/10a	対象地域	近畿、中国、四国ブロック		
年産	60	平成2	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
近畿	12.19	11.43	9.74	10.10	9.82	10.03	10.89	9.92	9.47	9.20	8.98	9.42	8.81	8.50		
中国	10.52	9.06	9.24	8.70	8.41	8.21	7.66	7.70	7.60	7.62	7.57	6.96	6.12	7.70		
四国	10.17	10.33	8.70	8.15	7.87	8.96	8.03	8.68	8.12	7.71	7.52	7.93	8.13	7.67		

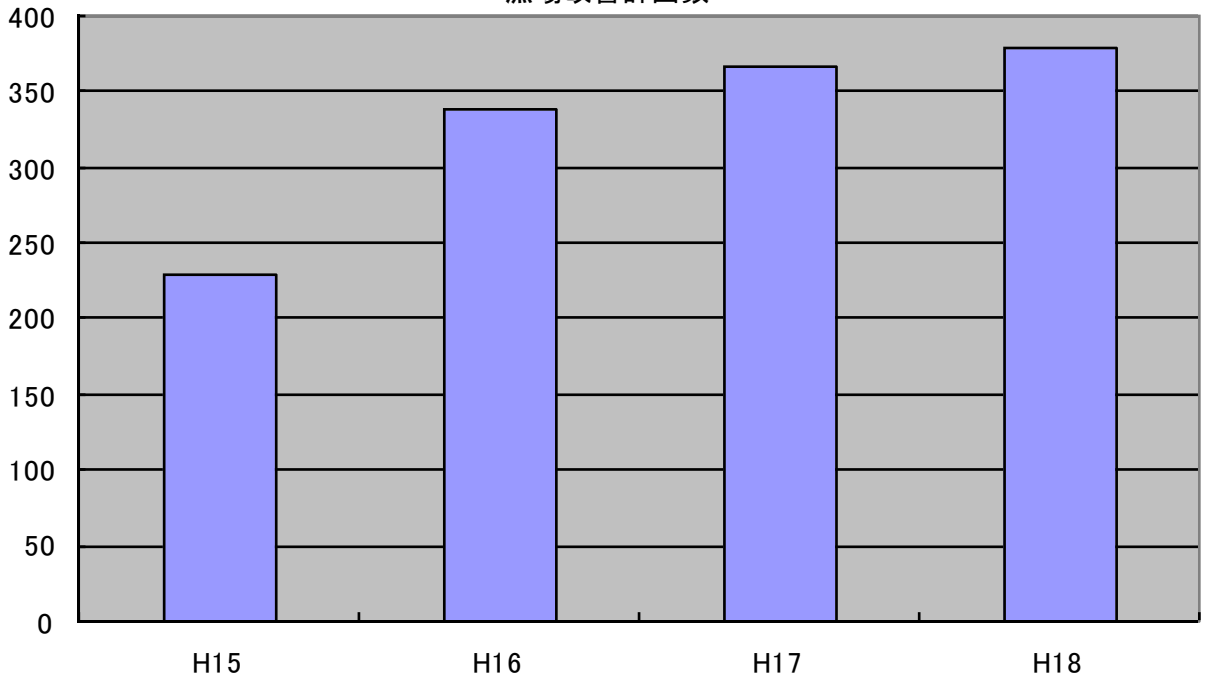
項目3	水稲単位面積当たりの化学肥料の使用量(りん酸)										単位	kg/10a	対象地域	近畿、中国、四国ブロック		
年産	60	平成2	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
近畿	14.09	12.70	10.77	11.54	11.87	11.67	12.27	10.77	10.87	10.86	10.41	10.34	9.40	9.10		
中国	10.76	10.12	12.32	12.28	11.67	10.91	10.03	10.65	9.84	10.25	10.01	9.62	8.36	9.94		
四国	10.26	10.08	7.75	7.87	6.71	7.77	7.47	8.05	7.57	7.00	6.79	7.76	7.48	6.99		

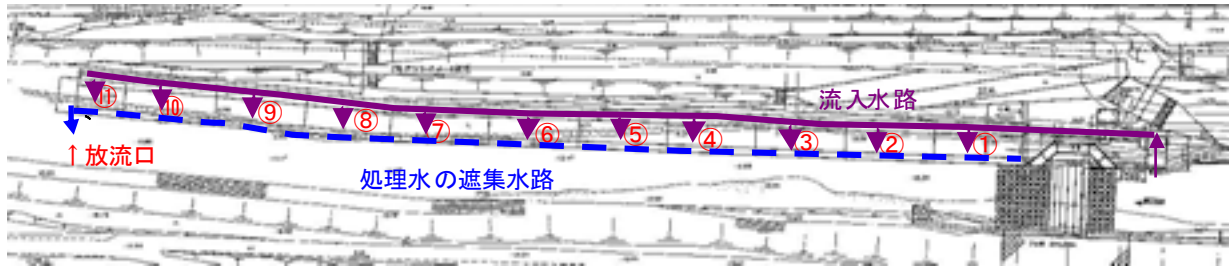


計画策定漁協の養殖生産量シェア(全国)



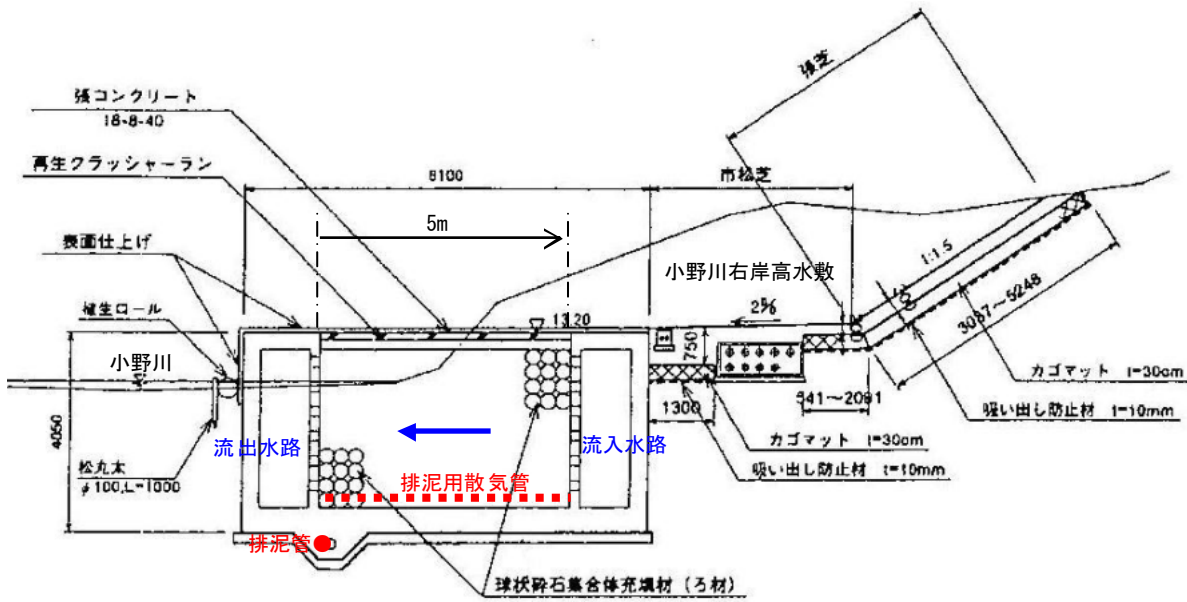
漁場改善計画数





取水堰+取水口

【施設平面図】



【施設断面図】

No	12	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 1 - 1 - 工	再掲箇所番号	- - -

施策名	エコポート施策の概要
-----	------------

担当部局	国土交通省港湾局国際・環境課
------	----------------

施策の概要	<p>国土交通省港湾局では、平成6年に策定した「環境と共生する港湾(エコポート)〈新たな港湾環境政策〉」を環境に係る指針として位置づけ、これまで環境保全への取り組みを行ってきた。策定から10年が経過し、港湾環境を取り巻く社会情勢の大きな変化に対応するため、平成15年6月に国土交通大臣から「今後の港湾環境政策の基本的な方向」について、交通政策審議会へ諮問がなされ、交通政策審議会港湾分科会環境部会から、平成17年3月に国土交通大臣へ答申が行われた。答申では、今後の港湾行政について、「港湾の開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪として捉え」「『港湾行政のグリーン化』を図っていく」とされ、現在、本答申(港湾行政のグリーン化)を港湾環境政策の指針と位置付け、ますます多様化する環境問題に適切に対応していくとともに、過去に劣化・喪失した自然環境を少しでも取り戻し、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り込んでいく取組を多様な主体と連携・協働しつつ、推進している。</p> <p>(1) 港湾行政のグリーン化の基本理念 ① 自然環境に優しく美しいみたとへ ② 都市と地球の環境に貢献するみたとへ ③ 市民とともに歩むみたとへ</p> <p>(2) 今後の港湾環境政策の基本的な方向 ① 良好な環境の積極的な保全・再生・創出、② 多様化する環境問題への対応、③ 環境施策の実施手法の見直し・充実を3つの柱とし、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り込むこと、即ち、環境配慮の標準化を目指す。</p> <p>(3) 実現に向けた具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海域における水環境の改善及び生物多様性の保全等のため、覆砂及び干潟・海浜・藻場等の保全・再生・創出を行う。 ○ 海域環境の保全を図るため、海洋環境整備船により一般海域において、海面に浮遊するごみや油の回収を行う。 ○ 自然・社会教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。 ○ 多様な生物の生息・生育空間になる港湾緑地の整備を行う。 ○ 循環型社会の形成を促進するため、総合物流静脈拠点港(リサイクルポート)の形成を推進し、海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築する。
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 瀬戸内海における干潟・海浜・藻場等の自然再生事業等の実施箇所 尾道糸崎港や広島港等で実施 ○ 瀬戸内海における海洋環境整備船の配置 平成20年2月現在、6隻の配置 ○ 瀬戸内海における港湾緑地の整備 堺泉北港や尾崎西宮芦屋港等で整備を実施 ○ 瀬戸内海におけるリサイクルポートの指定状況 平成18年12月に三島川之江港が指定され、全国で21港(うち瀬戸内海で6港)が指定。
----------------	---

進捗状況を示すデータ												
項目1									単位		対象地域	
年度												
項目2									単位		対象地域	
年度												
項目3									単位		対象地域	
年度												

○浚渫土砂を活用した干潟造成



【尾道系崎港・海老地区】

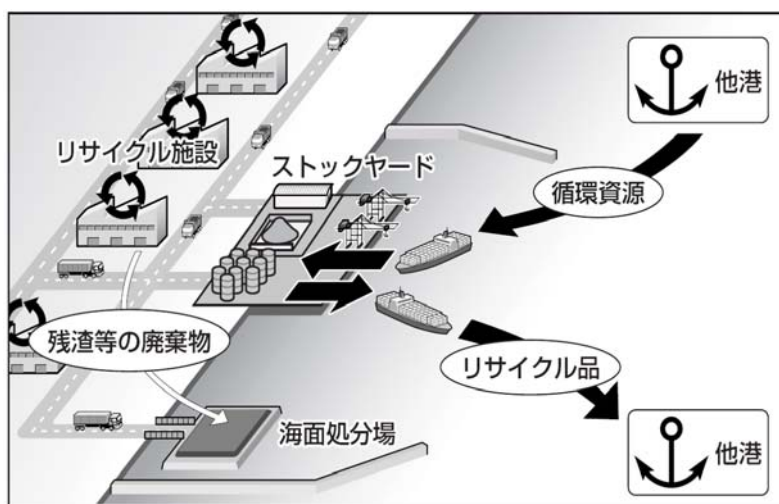
○海洋環境整備船による油・ゴミ回収



【環境整備船「いこま」(神戸港)による浮遊ゴミの回収状況】



○リサイクルポート施策



【リサイクルポート施策のイメージ】



【循環資源取扱支援施設の例(北九州港)】

No	13	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 1 - 1 - 才	再掲箇所番号	- - -
施策名	環境技術実証モデル事業(小規模事業場向け有機性排水処理技術分野)		
担当部局	環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室		
施策の概要	<p>環境技術実証モデル事業は既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものであり、平成15年度から開始したものである。</p> <p>小規模事業場向け有機性排水処理技術分野は平成15年度から本事業の対象技術分野に選定され、平成15からの5年間でのべ11実証機関において計22技術が実証された。</p> <p>環境技術実証モデル事業においては、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から2年間程度を限度として、実証申請者から試験実費を徴収する手数料徴収体制に移行することとされており、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野においては平成17年度に体制移行のための検討を行い、平成18、19年度と手数料体制において実証をしている。</p> <p>また、平成20年度からは環境技術実証モデル事業の実績を踏まえ、環境技術実証事業として本格的な実施体制に移行している。</p>		
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海関係府県における実施状況は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府 平成15、16、18、19年度に実証機関に選定され、計9技術を実証。 ○広島県 平成15、16年度に実証機関に選定され、計5技術を実証。 ○香川県 平成16年度に実証機関に選定され、2技術を実証。 		
進捗状況を示すデータ			
項目1		単位	対象地域
年度			
項目2		単位	対象地域
年度			
項目3		単位	対象地域
年度			

No	15				再掲No	なし						
該当箇所番号	3	-	1	-	2	-	再掲箇所番号	-	-	-		
施策名	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく施策概要											
担当部局	環境省環境保健部環境安全課											
施策の概要	<p>1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づくPRTR制度は、有害化学物質を環境中へ排出している量や廃棄物としての移動量を事業者自ら把握し、都道府県市を經由して国に毎年度届け出る仕組みであり、平成13年度以降のデータが届け出られている。</p> <p>2) 国は、届出データに加え、届出外データを推計し、毎年度公表しているところ。また、開示請求があれば、個別事業所のデータを開示している。</p> <p>3) 平成20年2月には、施行後第6回目の届出データの集計・届出外データの推計が公表された。全国約4万1千事業所から届出があり、届出排出量は、24万5千トン、届出移動量は22万5千トン、届出外排出量は31万5千トンであった。</p>											
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1) 瀬戸内海地域の各事業所においても、他地域と同様に届出が行われているところ。</p> <p>2) 瀬戸内海地域の平成18年度の各府県の届出事業所数は下記のとおり 京都府 706、大阪府 1,947、兵庫県 1,852、奈良県 386、和歌山県 362、岡山県 931、広島県 1,004、山口県 636、徳島県 340、香川県 417、愛媛県 548、福岡県 1,434、大分県 379</p>											
進捗状況を示すデータ												
項目1									単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度												
項目2									単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度												
項目3									単位	t/日	対象地域	瀬戸法対象地域
年度												

No	16	再掲No	なし
該当箇所番号	3 - 1 - 3 -	再掲箇所番号	- - -

施策名	油流出事故対策の概要
-----	------------

担当部署	■海上保安庁警備救難部環境防災課、●国土交通省港湾局国際・環境課
------	----------------------------------

施策の概要	<p>■海洋への油等排出事故による被害を最小限に抑えるため、船艇・資機材の動員、防除措置等を迅速・的確に実施できる体制の確立に努めているほか、合同訓練の実施等により関係機関との連携の強化を図っている。</p> <p>●廃油処理事業について</p> <p>1) 廃油処理事業は、MARPOL条約により船舶からの油の排出が原則禁止されていることに対して、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年12月25日公布)(以下「海防法」)に基づき、船舶の円滑な運航を確保するとともに海洋の汚染を防止するため、船舶内において生じた不要な油、いわゆる「廃油」を受け入れ、適正な処理を行うことを目的とした事業である。</p> <p>2) 当該廃油処理事業の実施主体は、民間事業者が海防法第20条第1項の国土交通大臣の許可を受けて運営する事業用廃油処理施設、石油精製業者等が海防法第34条第1項の国土交通大臣への届出により、主に自己の保有する船舶の廃油処理に供するために運営する自家用廃油処理施設及び港湾・漁港管理者が運営する廃油処理施設がある。</p> <p>●船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、瀬戸内海(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に浮遊するごみや油の回収を実施している。(国土交通省港湾局)</p>
	<p>■瀬戸内海における油流出事故件数(海難や取扱不注意、故意等による)は下段の通り。</p> <p>●瀬戸内海における油回収兼用船の配備隻数(平成19年度)は以下のとおり。</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	
	<p>Dr. 海洋 (近畿地方整備局配備)</p> <p>海翔丸 (九州地方整備局配備)</p> <p>がんりゅう (九州地方整備局配備)</p> <p>はりま (近畿地方整備局配備)</p> <p>わしゅう (四国地方整備局配備)</p> <p>いしづち (四国地方整備局配備)</p>

進捗状況を示すデータ												
項目1	瀬戸内海における油流出事故件数								単位	件	対象地域	瀬戸内海
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17					
	61	60	60	79	70	57	66					
項目2	瀬戸内海域における油回収兼用船の配備隻数								単位	隻	対象地域	瀬戸内海
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19			
	5	5	6	6	6	6	6	6	6			
項目3	廃油処理施設数の推移								単位	件	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19				
	46	45	47	46	45	46	44	44				

No	17	再掲No	なし										
該当箇所番号	3 - 1 - 3 -	再掲箇所番号	- - -										
施策名	大規模石油災害対応体制整備												
担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課												
施策の概要	<p>1) タンカー等からの大量の石油流出事故は、いったん発生すると環境等に大きな影響を与える可能性がある。しかし、事故対応の緊急性、十分な油濁防除資機材の保有の限界、環境汚染の広域化等から、地方自治体や民間のみでは体制を整備することが困難であることから、大規模石油流出災害に対応する体制の整備に関する事業への支援を実施。</p> <p>2) 本事業は、石油連盟に対し補助金を交付し、同連盟がオイルフェンス、油回収機等の油濁防除資機材基地を設置。大規模石油流出災害が発生した際、災害関係者の要請を受け油濁防除資機材の貸し出し等を行うこととしている。</p> <p>3) 瀬戸内海については、平成4年9月から倉敷市に油濁防除資機材基地を設置。</p>												
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海における油濁防除資機材基地及び配備資機材</p> <p>(1) 基地名 瀬戸内基地</p> <p>(2) 所在地 岡山県倉敷市</p> <p>(3) 開設時期 平成4年9月</p> <p>(4) 配備資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定式オイルフェンス Solid 1150(4000m)、Boom Bag(200m) ・充気式オイルフェンス Ro-Boom 1800(500m)、Deep Sea Boom(500m)、Ro-Boom 2200(250m)、Vee Sweep(60m)、Beech Boom(320m) ・油回収機 Tarantula(1基)、Desmi Combination Skimmer(3基)、GT-185-8(2基)、Komara 40(2基)、Komara 12K(4基)、Komara Star(2基) ・移送ポンプシステム(1基) ・ビーチクリーナー Power Vac(2基)、Mini Vac System(4基) ・回収油バージ 25t(1基) ・オイルバッグ 50t(1基)、200t(2基) ・油水分離機(2基) ・仮設タンク 1.5t(6基)、5t(6基)、9t(24基) ・トレルテント(1基) ・可搬式照明器具(2基) 												
進捗状況を示すデータ													
項目1								単位		対象地域			
年度													
項目2								単位		対象地域			
年度													
項目3								単位		対象地域			
年度													

No	18					再掲No	なし				
該当箇所番号	3 - 1 - 3 -					再掲箇所番号	- - -				
施策名	油防除技術に関する技術開発の概要										
担当部局	総合環境政策局総務課環境研究技術室										
施策の概要	<p>環境省においては、環境省設置法に基づき、各府省の試験研究機関等が実施する公害の防止、自然環境の保護・整備のために行う試験研究費を「公害防止試験研究費」として一括計上し、国の環境保全に関する試験研究の総合推進を図っている。</p> <p>そのうち、以下に油防除技術に関する技術開発に関するものを記載する。</p> <p>(1)有害液体物質流出時の環境汚染モニタリングに関する研究(平成14年度～16年度 独立行政法人海上技術安全研究所)</p> <p>小型船舶や航空機に搭載できる現場向きの環境汚染モニタリング装置を開発し、有害液体物質の有効な環視技術の確立を図ることを目的とする。このため、複数の有害液体物質が流出した場合の物質同定用のデータベース、核酸状態の表示に必要な流出範囲等を観測できる監視装置及び避難勧告の判断データとなる危険域の表示技術を含めたシステムを開発する。</p> <p>(2)工事用作業船による浮遊重油回収システムの研究(平成16年度～18年度 独立行政法人港湾空港技術研究所)</p> <p>回収作業を行う作業船の船種を想定し、これによる回収作業の運用手順を明らかにする。これに従い、搭載する油回収システムの開発を、現場会場の水温、波、流速を再現し、実際の重油を用いる我が国唯一の大型水槽実験により行う。最終的に、プロトコルモデルを作業船に搭載して海上で模擬的な作業実験を行い、運用も含めた作業用回収システムの提案を行う。</p> <p>(3)流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価(平成13年度～17年度 独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所)</p> <p>流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価に関する研究を速やかに実施する必要があるため、多環芳香族化合物(PAHs)及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価、PAHs複合添加時あるいは油処理剤添加時の有害性メカニズム解明及び石油類有害性の予測、日本沿岸の海産生物中石油成分濃度の把握を行う。</p>										
瀬戸内海関係地域での実施事例	(1)～(3)は瀬戸内海を含む海域一般を対象とした研究開発である。										
進捗状況を示すデータ											
項目1	(1)有害液体物質流出時の環境汚染モニタリングに関する研究					単位		対象地域			
年度	H14	H15	H16								
項目2	(2)工事用作業船による浮遊重油回収システムの研究					単位		対象地域			
年度	H16	H17	H18								
項目3	(3)流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価					単位		対象地域			
年度	H13	H14	H15	H16	H17						

